

運転免許証等の記載事項変更届出（住所、本籍、氏名等を変更する場合の届出）

更新連絡書が確実にお手元に届くように、住所等の変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。

手続する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所に変更があった場合 ○ 氏名又は本籍（国籍）に変更があった場合 ○ 生年月日を修正する場合 ※ いずれも秋田県内に住所がある方の手続です。 ○ マイナ免許証のみを所持している方で住所変更ワンストップサービス等の手続を行い、利用している方は運転免許センターや警察署等への記載事項変更届出が不要となります。 	
手続場所	運転免許センター	警察署 （秋田市内の3警察署を除く）又は にかほ、美郷、羽後の各交番
受付時間等	月曜日から金曜日及び 日曜日	月曜日から金曜日（平日のみ）
	※ ただし、日曜日は、裏書きによる変更のみで変更に伴う免許証の 再交付 はできませんのでご注意ください。	※ 秋田市内の警察署（秋田中央警察署・秋田臨港警察署・秋田東警察署）及び上記の交番以外では記載事項変更手続を行っておりません。
	※ 土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。	※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。
	8:30 ～ 16:00	午前の受付 9:00 ～ 12:00 午後の受付 13:00 ～ 15:00
必要なもの	○運転免許証等 ・運転免許証 ・マイナ免許証 ※運転免許証とマイナ免許証のどちらも所持している方は、必ず両方をご持参してください。 ○添付書類 変更する内容に応じて運転免許証等のほかに以下の書類をお持ちください ※マイナ免許証のみお持ちで、ワンストップサービスで変更手続をした方は手続不要です。	
	区分 項目	運転免許証のみ保有する方 マイナ免許証を保有する方 （2枚持ちの方も含みます）
	本籍・国籍等	住民票（本籍が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可
	氏名	住民票（本籍が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可 またはマイナンバーカード（氏名変更の経緯が記載されたもの）の提示
	住所	住民票（交付から6ヶ月以内）※コピー不可 または以下の新しい住所を確認できる書類 ○マイナンバーカード ○公共料金の請求（領収）書（更新者が宛先のもの） 例：電気、ガス、水道料金の請求書又は領収書 ○官公庁等発行の通知書・郵便物等（更新者が宛先のもの） 例：税金、年金関係の各種通知書又は証明書 など ※いずれもコピー不可
旧姓の併記	住民票（旧姓が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可 またはマイナンバーカード（旧姓・旧氏が記載されたもの）の提示	
<p>【外国人の方（日本国籍を有しない方）】 ※令和7年（2025年）10月1日から マイナ免許証を持っていない場合、以下の書類のうち、いずれかの提示も必要となります。 在留カード／特別永住者証明書／外国人に関する事項(特定事項)[※] がすべて記載された住民票(コピー不可) ※外国人に関する事項（特定事項） 国籍または地域、住基法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期限、在留期限の満期日、在留カード等の番号</p>		
その他	<p>【代理人による届出】 委任状により代理人による届出（住所、本籍、氏名変更）ができますが、次のものが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出者の運転免許証等 ○ 届出者の新住所等を確認できる書類（上記に示している住民票等） ○ 委任状（委任状記載例（記載事項変更）を参照してください） ○ 代理人の身分を確認できる書類（運転免許証、パスポート、社員証等） 	

お問合せ先

運転免許センター TEL 018-824-3738（平日：午前8時30分から午後5時まで）
又は最寄りの警察署（免許受付）まで